

発議第4号

伊賀市議会会議規則の一部改正について

伊賀市議会会議規則の一部を次のとおり改正しようとする。

平成25年2月22日提出

提出者 伊賀市議会議員

西澤 民郎

中谷 一彦

森 正敏

空森 栄幸

安本美栄子

森永 勝二

記

伊賀市議会会議規則の一部を改正する規則

伊賀市議会会議規則（平成16年伊賀市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

「

目次中「第9節 会議録（第80条—第84条）」を

第9節 公聴会、参考人（第

第10節 会議録（第87条—

80条—第86条）

第91条）

に、「第85条—第89条」を「第92条—第96条」に、「第90条—

」

第106条」を「第97条—第113条」に、「第107条・第108条」を「第114条・第115条」

に、「第109条—第120条」を「第116条—第127条」に、「第121条・第122条」を「第

128条・第129条」に、「第123条—第133条」を「第130条—第140条」に、「第134条

—第141条」を「第141条—第148条」に、「第142条—第146条」を「第149条—第153

条」に、「第147条—第155条」を「第154条—第162条」に、「第156条—第161条」を

「第163条—第168条」に、「第162条」を「第169条」に、「第163条」を「第170条」に、「第164条」を「第171条」に改める。

第14条第1項中「3人以上」を「2人以上」に改め、「賛成者」の次に「(提出者を含む。)」を加える。

第17条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に、「3人以上」を「2人以上」に改め、「賛成者」の次に「(提出者を含む。)」を加える。

第39条第1項中「第137条」を「第144条」に改める。

第40条中「第105条」を「第112条」に改める。

第9章中第164条を第171条とする。

第8章中第163条を第170条とする。

第7章中第162条を第169条とする。

第6章中第161条を第168条とし、第157条から第160条までを7条ずつ繰り下げる。

第156条第2項ただし書中「第108条第2項」を「第115条第2項」に改め、同条を第163条とする。

第5章中第155条を第162条とし、第147条から第154条までを7条ずつ繰り下げる。

第4章中第146条を第153条とし、第142条から第145条までを7条ずつ繰り下げる。

第3章中第141条を第148条とし、第134条から第140条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第6節中第133条を第140条とし、第123条から第132条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第5節中第122条を第129条とし、第121条を第128条とする。

第2章第4節中第120条を第127条とし、第109条から第119条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第3節中第108条を第115条とし、第107条を第114条とする。

第2章第2節中第106条を第113条とし、第101条から第105条までを7条ずつ繰り下げる。

第100条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改め、同条を第107条とする。

第90条から第99条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第1節中第89条を第96条とし、第85条から第88条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第9節中第84条を第91条とし、第80条から第83条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手續)

第80条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第81条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第82条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第83条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第84条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第85条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第86条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第83条から前条までの規定を準用する。

別表中「(第162条関係)」を「(第169条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 100 条第 2 項の改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。